

# 両立支援レベルアップ助成金（子育て期の短時間勤務支援コース）の拡充

子育てのための短時間勤務制度について、制度の定着を促進するため助成措置を拡充する。

## 現行制度

### 支給要件

- 6月以上継続雇用者が、6月以上制度を利用したこと。
- 1 子育てのための短時間勤務制度を設けた企業（中小企業）
    - ・ 3歳から小学校就学前まで
    - ・ 小学校就学から小学校第3学年修了まで（大企業：301人以上は行動計画策定企業に限る。）
    - ・ 小学校就学から小学校第3学年修了まで
  - 2 行動計画を策定しており、短時間勤務制度に関して、社労士等の助言を受けた中小企業（3歳未満の制度は101人以上中小企業に限る。）

### 支給額

- 1（中小企業）
    - 1人目、 50万円（行動計画なければ40万円）
    - 2～10人目（1人目から5年以内） 各15万円
  - （大企業）
    - 1人目 40万円（行動計画なければ30万円）
    - 2～10人目（1人目から5年以内） 各10万円
  - 2 上記1の1人目について、+30万円
- ※ 1企業1回限り。

## 拡充案

所要額 151,600千円（平成21年度予算額 129,600千円）

- ① 新規採用者（労働契約期間の定めがないこと等を条件とする。）が利用者である場合も助成対象とする（「6月以上継続雇用者」の要件を「雇用者」に変更する）。
- ② 助成対象となる短時間勤務制度を拡大する。
  - ※ 小学校第3学年修了までを対象とする短時間勤務制度を設けた企業のうち、
    - ・ 中小企業については、すべての場合を助成対象とし、
    - ・ 大企業については、3歳未満までの制度しか設けられないものを除き、助成対象とする。
- ③ 期間を定めて雇用されている者も利用できる制度を設けて利用実績がでた場合、助成する（1企業1回限り20万円）。

## 両立支援レベルアップ助成金 (子育て期の短時間勤務支援コース)

○ 事業主が、子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が生じた場合に支給。

(1) 小学校就学後、小学校3年生までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を新たに導入し、利用者が生じた場合。

最初の対象労働者が生じた場合	中小企業	50万円[40万円]※
	大企業	40万円[30万円]※
2人目以降の対象労働者が生じた場合 (5年間、1企業当たり延べ10人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

※[ ]内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額。

(2) 中小企業が、3歳以上、小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を新たに導入し、利用者が生じた場合。

最初の対象労働者が生じた場合	50万円[40万円]※
2人目以降の対象労働者が生じた場合 (5年間、1企業当たり延べ10人まで)	15万円

(3) 中小企業が、小学校3年生までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度の利用促進に向けたノウハウ習得を図るためにコンサルティングを受け、利用者が生じた場合。

(3歳に達するまでの子を養育する労働者が利用できる制度については、常用労働者数100人以下の企業を除く)

最初の対象労働者が生じた場合	30万円
----------------	------

○ 予算額等

	平成20年度 予算	平成21年度 予算
子育て期の短時間勤務支援コース	88百万円	130百万円